

随意契約理由書

1.契約工事名

寝屋川流域下水道 新家ポンプ場 受変電設備機能増設工事

2.随意契約理由

新家ポンプ場は雨水を楠根川へ排水し、汚水を川俣水みらいセンターに送水するための施設であり、適正な下水処理等を行う上で、非常に重要な役目を果たす施設です。

本工事は新家ポンプ場の電気設備更新に伴う、受変電設備の機能増設工事であり、低圧動力配電盤等の機能増設を行うものです。

今回機能増設を行う受変電設備は、電力会社から電力を受電し各設備の用途に応じた電圧に変電する設備であり、電気的条件等の細部構造について製作者固有または独自に開発設計した技術等が採用され、要求性能を満足するよう製作されています。そのため、既存設備の機能増設を行うには、その設備に関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、その機能及び動作の確認は、ポンプ場の電気設備の動作を把握した上で行う必要があります。

従って本工事を施工するにあたっては、三菱電機株式会社が製作した当該設備の設計、製作においてその機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要です。

以上のことから、本工事を施工できるのは保守点検、補修工事等において三菱電機株式会社から業務移管された三菱電機プラントエンジニアリング株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社西日本本部と随意契約を締結するものです。

3.比較見積り省略理由

本件は上述のように「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第1項第2号の規程により比較見積りの徴取を省略するものです。